

民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る監査実施要領

制 定 平成 9年10月1日

最近改正 平成 25年2月1日健監第661号（局長決裁）

1 趣旨

本要領は民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る監査実施要綱第2条の審査及び検査等の基準を次のとおり定め、効果的な監査の実施を図るものとする。

2 審査及び検査等の基準

(1) 基本設計審査

- ア 事業所管課の施設基準を満たしているか。
- イ 建設費が割高になりそうな要素があるか。

(2) 実施設計審査

- ア 基本設計が反映されているか。
- イ 実施設計図面の内容は、入札用及び発注用として完成しているか。
- ウ 設計内訳書の項目、数量、単価及び経費率等は適正か。
- エ 設計に関する法定手続きは終了しているか。

(3) 中間検査

- ア 工事は適正に進行しているか。
- イ 出来高の算定は適正にされているか。

(4) 完了検査

- ア 工事が実施設計に基づき適正に終了し、法定手続きが完了しているか。
- イ 工事に関する法定図書・記録・試験結果・完成図書等の書類は整理されているか。
- ウ 設計変更がある場合は変更事項に関する図面・記録・内訳書等の書類が整理され、適正な手続きがされているか。
- エ 工事監理は適正に行われているか。

(5) その他必要と認める審査

- ア 地質調査委託
- イ 測量調査委託
- ウ 電波障害調査委託

附則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年12月7日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。